

# 青森県報

第二千八百七十九号

平成二十年  
一月九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定	(林政課)	一
保安林の指定施設要件の変更	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
公有水面埋立ての免許	(港湾空港課)	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム報)	三
肥料の検査結果の概要の公表	(食の安全・安心推進課)	四
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	四

## 告 示

青森県告示第十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市川内町高野山・曾古部山（以上二国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴見平一の一八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴児平一の二一八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字小沢字大畑沢一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大畑沢一の五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十九年十二月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十年一月九日

八戸港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

八戸市新湊三丁目一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び

の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯四〇度三一分五〇秒三二六三

の地点 東経一四一度三一分三五秒一八五九

の地点 北緯四〇度三一分四七秒三四二〇

の地点 東経一四一度三一分二九秒六一五九

の地点 北緯四〇度三一分四六秒五五〇六

の地点 東経一四一度三一分二八秒一三〇八

の地点 北緯四〇度三一分四六秒四四〇三

の地点 東経一四一度三一分二八秒三三七八

の地点 北緯四〇度三一分四六秒〇九二二

の地点 東経一四一度三一分二七秒五八七三

の地点 北緯四〇度三一分四六秒三二九二

の地点 東経一四一度三一分二七秒三七三九

の地点 北緯四〇度三一分四六秒八一五一

の地点 東経一四一度三一分二八秒一三三二

の地点 北緯四〇度三一分四七秒五八〇三

の地点 東経一四一度三一分二九秒三九五〇

の地点 北緯四〇度三一分五〇秒五五四六

の地点 東経一四一度三一分三四秒九六五〇

3 面積

一、九四七・〇四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市新湊三丁目一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、イの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びイ

の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 北緯四〇度三一分五〇秒〇二五九

の地点 東経一四一度三一分三六秒四九四七

ロの地点 北緯四〇度三一分四五秒一六四九

ハの地点 東経一四一度三一分二七秒三九一五

の地点 北緯四〇度三一分四七秒四〇九六

ニの地点 東経一四一度三一分二五秒三七〇一

の地点 北緯四〇度三一分五二秒二五七八

の地点 東経一四一度三一分三四秒四四九五

3 面積

二一、九三六・六九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

# 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

全庁LAN通信機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年十二月十三日

五 契約の相手方の名称及び住所

みちのくリース株式会社

青森市本町二丁目七の一

六 契約金額

四千三百四十九万六千四百六十円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十九年十月三十一日

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	第二九二号
生産業者の氏名又は名称及び住所	八戸水産飼料株式会社 八戸市江陽四丁目五の一四
肥料の種類	魚廃物加工肥料

検査の結果概要			肥料の名称
その他検査	保証票調査	分析	
		指摘事項	項目
指摘事項なし	指摘事項なし	なし	六・〇ニッカシ魚臓加工肥料二号
		主成分 窒素全量、りん酸全量 有害成分 カドミウム	

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	北津軽郡鶴田町大字山道字高留五四の一、五四の五、五五の一、五五の四、五六の一、五六の四、五七の一及び五七の四	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	北津軽郡鶴田町大字山道字高留五七の株式会社 つるまい温泉
--------------------	--	----------------------	------------------------------

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------